

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年9月26日午前9時 南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 2 名
2. 出 席 委 員 1 1 名にしてその氏名は次のとおり
1 番 高橋 善一 2 番 高橋 隆 3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子 5 番 本間 仁一 6 番 青木 憲一
8 番 伊藤 圭一 9 番 神尾 篤志 10 番 朝倉 善則
11 番 鈴木 正徳 12 番 渡沢 寿 13 番 安達 芳紀
3. 欠 席 委 員 7 番 浅野 厚司
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付 議 事 件
日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 報第 1 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 5 議第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第 6 議第 3 3 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第 7 議第 3 4 号 非農地証明願に対する可否について

嶋貫農地係長

1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計10,633㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 645㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計2,327㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人 ■■■■と▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 現況樹園地 5,337㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

なお1番から4番の案件につきましては、先月の推進会議で耕作者の選定をお願いしている案件となります。

以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第32号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外4筆 田が2,442㎡、畑が211㎡ 合計2,653㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第32号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

議長（高橋会長） 1番の現地調査については、酒井一平推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 先日、農地パトロールの際に酒井委員と丁度回ってきた所です。草刈が十分されておらず、周辺農地に影響が出始めていました。

周辺にお住まいの中原さんが、周辺農地にも影響があるので自分が借受けをしたい旨のお話をしたところ、所有権移転を行う方向に決まったようです。

今現在は周辺農地への影響が出ている状況ですが、譲受人が農地を適正に管理するための所有権移転の申請です。

農地パトロールにおいて、現地の確認を行ったことを報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第33号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第33号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。

農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました議第33号について、ご説明いたします。議案書は3ページをご覧ください。

1番につきましては、平成2年12月21日に5条で転用許可になりました件の事業計画変更になります。

当初計画者の■■■■さんは、工場を建築するため、▲▲字▲▲、畑、598㎡について転用許可を受け、工場部分について土地を借受しましたが、敷地南側は不整形な細長い形状で、工場用地としては利用が難しく、土地所有者が耕作を続けていました。平成9年の国土調査により分筆し、工場利用部分は宅地に地目変更し、当初計画者に継続して貸付しましたが、今回の申請地は畑として、継承者である■■■■さんが耕作を継続していたものです。

この度、継承者である土地所有者が、申請地を農地として利用するため、事業計画を変更して畑として使用する旨の申請です。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第33号の現地調査について、10番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

10番
（朝倉善則委員）

9月16日、鈴木正徳委員と嶋貫係長、淀野主事と私の4名で現地調査を行いました。

本案件について申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案は、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第34号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます

安部事務局長

ただ今上程されました、議第34号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し4件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第34号につきまして、ご説明します。議案書4ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲市の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 田が4,662㎡、畑が6,518㎡、合計11,180㎡が、昭和51年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、▲▲市の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 畑 280㎡が、平成3年頃からアパートの雪押場として利用し、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 畑 112㎡が、昭和50年頃に作業小屋を建築して現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 田 6.91㎡が、昭和49年から道路として使用し、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第34号の現地調査について、報告をお願いします。

1番の現地調査については、江口菊次推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

9月22日に江口委員からご報告を頂戴しております。

申請地につきましては▲▲にあります▲▲という地区でして、昭和51年に閉村式と言う形で村が閉じられまして、それ以降住んでいる方もいらっしゃらない状況です。

今現在は大きい道路でその地区まで入ることができるようですが、ほとんど出入りがなく、航空写真から山林化していることを確認したと報告いただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番及び3番、4番の現地調査について、11番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

11番
(鈴木正徳委員)

9月16日に、私と朝倉善則委員、嶋貫係長、淀野主事の4名で、非農地3件の現地調査を行いました。

全ての案件につきまして、申請のとおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議することといたします。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

8番
(伊藤圭一委員)

1番の案件について、申請人の住所は▲▲になっているが、▲▲に多く土地を所有しているのは、もともとこっちに住んでいた方ということか。

嶋貫農地係長

■■■■さんは今▲▲の住所ですが、元々▲▲に在住の方です。当時は先祖の方々が耕作していたのですが、閉村をきっかけに▲▲に転出されて、それ以降ほとんど行かなくなったという状況です。

申請の目的としては、終活のために、現況山林であれば山林に直した状態にし、相続の方が手続きしやすいように整理することと把握しております。

以上です。

8番
(伊藤圭一委員)

昭和51年頃から耕作せず山林化しているということだが、中山間地域等の補助金を受けて管理するようなケースには該当しないのか。

嶋貫農地係長

▲▲地区についてはだいぶ昔から人が入っておらず中山間地域の補助金も入っていない状況です。細目書も確認したところ、細目書でも田として計上されていない状況でした。山の中ですので昭和51年当時からそこまで厳密に管理されていなくて、完全に山の中というような状況でしたので、問題なしということで受付させていただきました。

8番
(伊藤圭一委員)

分かりました。

議長 (高橋会長)

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

…………なしの声…………

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長)

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの4つの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長 (高橋会長)

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長 (高橋会長)

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和4年9月16日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午前9時18分)